

奈良県告示第七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十四年五月十八日

奈良県知事 荒井正吾

<p>介護機関の名称又は氏名</p>	<p>介護機関の所在地又は住所</p>	<p>施設又は居宅サービスの種類</p>	<p>指定年月日</p>
<p>介護老人保健施設ウエルケア悠</p>	<p>大和郡山市田中町七二八</p>	<p>通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護</p>	<p>平成二十四年四月一日</p>
<p>特別養護老人ホーム柳光</p>	<p>吉野郡吉野町大字柳一三九五―一</p>	<p>短期入所生活介護、介護老人福祉施設及び介護予防短期入所生活介護</p>	<p>平成二十四年四月一日</p>
<p>介護老人保健施設万葉テラス</p>	<p>橿原市五井町二四七</p>	<p>通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護予防通</p>	<p>平成二十四年五月一日</p>

		所リハビリテ ション及び介 予防短期入所療 養介護	
ク ちゅうわ往診クリニッ	ク ちゅうわ往診クリニッ 一六 檀原市内膳町四一四三	介護予防居宅療 養管理指導	平成二十三年六 月一日
ク ちゅうわ往診クリニッ	一六 檀原市内膳町四一四三	訪問看護及び介 護予防訪問看護	平成二十四年四 月一日